

農地法第3条の申請書作成上の注意点

※ 申請書作成前に必ずお読みください。

- 申請書の作成部数は1部で対象農地の登記事項証明書を添付のこと
- 譲渡人氏名及び譲受人氏名欄は、自署のうえ押印（シャチハタ印は不可）すること。
- 職業欄には職業若しくは勤務先など必ず記入のこと。
- 住所は丁目・番まで記入のこと。土地登記事項証明書の住所と相違あるときは住民票等を添付のこと。
- 市外の方が申請する場合は住民票等を添付のこと
- 市外にも農地を有する方は、その市町村の農業委員会から耕作面積の証明を受けて添付のこと。
- 抵当権等の権利が設定されているときは、抹消若しくは権者の承諾書を添付のこと。
- 農機具記載欄において、今後導入予定のものがある場合は残高証明書又は融資証明書を添付（法人に限る）のこと。
- 申請書等には必ず捨印を押印のこと。
- 申請書類はA4サイズで提出可能です。
- 申請代理は資格を有する者に限ること。
（代理申請には委任状を添付してください）
- 担当地区農業委員へ申請内容について説明し、確認印をいただくこと。
なお、担当地区農業委員がわからない場合は、中野市農業委員会事務局までお問い合わせください。 電話 0269-22-2111（内線 409）

添付書類一覧及びチェック欄

- 農地法第3条の規定による許可申請書
- 該当農地の登記事項証明書（登記簿謄本のこと）（全部事項に限ります）
（以下は必要な場合のみ添付してください）
- 住民票（市外の方、又は登記事項証明書に記載の住所と相違する場合）
- 耕作証明書（市外にも耕作農地がある場合）
- 残高証明書、又は融資証明書（機器導入予定の場合）
- 委任状（代理人（行政書士等資格のある方に限る）に手続きを委任する場合）
- 農地利用適格法人としての事業等の状況（農地利用適格法人の場合）
- 営農計画書（市内で初めて耕作権を取得する方の場合）
- 農業経営計画（農地利用適格法人以外の法人の場合）
- 法人の登記簿謄本及び定款（農地利用適格法人以外の法人の場合）
- 解除条件付きの賃貸借契約書の写し（農地利用適格法人以外の法人の場合）
- 業務の一部を委託する場合は業務委託契約書（農地利用適格法人以外の法人の場合）
- その他（農地利用適格法人の形態に応じて添付書類をお願いすることがあります）